

公 告

2023 年 1 月 16 日

一般社団法人日本熱傷学会定款第 3 章第 15 条ならびに定款施行細則第 4 条、第 6 条により、2023 年 5 月 24 日欠員による監事の選挙を行うことを公示いたします。

一般社団法人 日本熱傷学会
代表理事 佐々木 淳一

一般社団法人日本熱傷学会定款(抜粋)

第 3 章 役員選出

(任期)

第 15 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

一般社団法人日本熱傷学会定款施行細則(抜粋)

第 3 章 役員選出

第 4 条 理事及び監事は、社員総会において評議員の中から選出し、会員総会において報告する。なお、役員候補者は当該年の定時社員総会日に 64 歳未満であるものとする。

第 5 章 監事の選出

第 6 条 監事の総数は 2 名とする。

2. 監事の資格は、評議員の経験 10 年以上とする。
3. 理事は、監事を兼ねることはできない
4. 代表理事は、選挙の行われる年の 2 月末日までに次期の選挙の行われることを学会機関紙等を通じ公告するものとする。
5. 候補者は選挙の行われる 2 ヶ月前より 10 日前までの期間に立候補の旨を書留郵便にて代表理事(事務局あて)に届出なければならない。
6. 評議員は、他の評議員を監事候補者として推薦することができる。この際にはあらかじめ被推薦者の承諾を得たことを示す書面を立候補届に添えて代表理事に届け出るものとする。
7. 監事選挙は理事選挙に続いて行うものとする
8. 選挙によって選出する監事数は任期を残す監事数を 2 名から減じた数とする。
9. 評議員が記名する数は前項に規定された数と同数とする。
10. 得票数の最も多い者から順次規定した数までを当選者とする。
11. 監事に欠員を生じたときは、前回の監事選挙における次点者を順次繰り上げて監事とする。次点者が不在の場合には、選挙によって選出する。この場合の監事の任期は前任者の残りの任期とする。